

# 令和6年度 国民健康保険税について

■令和6年度の保険税率および限度額はつぎのとおりです。(下表)

令和6年度は、令和5年度と比較し、所得割額、均等割額、後期高齢者支援金分の賦課限度額がそれぞれ増額となりました。

詳しくは広報おくとま5月号をご覧ください。

■納税通知書は世帯主の方に7月初旬頃お送りします

4月1日を基準に、国民健康保険被保険者の方がいる世帯に、『令和6年度国民健康保険税納税通知書』をお送りします。

納付書または口座振替による納付は年8回です。

なお、年金からの差し引きによる納付(年金特別徴収)は年6回の偶数月です。

■保険税の計算方法

①所得割額

世帯の被保険者の方の令和6年度の総所得金額(令和5年中総所得金額)から

43万円を控除した(引いた)額×各区分の税率(下表)

②均等割額

医療分・後期高齢者支援金分は、被保険者全員の方に、介護納付金分は、40歳から64歳までの介護保険2号の方に課せられます。

また、世帯の総所得金額に応じて均等割が軽減されます。

■国民健康保険の加入・資格喪失について

国民健康保険に加入される方は、退職の証明書など

を役場住民課窓口および古里出張所窓口まで持参のうえ、加入の手続きをしてください。

加入の手続きが遅れた場合は、遡って資格を取得します。

国民健康保険税は、届出された日からではなく、資格を取得した月の分から納めます。

また、会社に就職した、家族の扶養に入ったなどで、国民健康保険をやめられた方につきましても、新しい健康保険証を持参のう

え、国民健康保険の資格喪失の届出をしてください。

資格喪失の届出がないと、社会保険料と二重で保険税を納付することになります。

※問い合わせは、住民課・総合収納係(国民健康保険について)

・総合窓口係(国民健康保険の制度について)

【女性しごと応援キャラバン&個別相談会 奥多摩開催】

面接時に、自分の思いを伝える方法を学びましょう。

受講には東京しごとセンター多摩の利用登録が必要です(当日登録可)。

【日時】7月12日(金) 午前10時30分〜午後0時30分

【会場】福祉会館

【対象】就労希望女性

【参加費】無料

【その他】託児つき(予約制) \*個別相談会も同時開催。

※詳細、申し込みは、東京しごとセンター多摩のホームページまたは

☎03(6734)1346



「筋力向上トレーニング講習会」

福祉会館の機能訓練室のマシーンをを使うための講習会です。参加希望者の方と日程調整を行います。お気軽に電話で申し込みください。

※問い合わせは、

福祉保健課 ☎83-2777

☎83-2182

☎83-2190

区分	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額
令和6年度	5.90%	29,500円	65万円	2.00%	11,000円	24万円	1.95%	12,600円	17万円
令和5年度	5.60%	28,100円	65万円	1.90%	10,500円	22万円	1.85%	12,000円	17万円
比較	+0.30%	+1,400円	±0万円	+0.10%	+500円	+2万円	+0.10%	+600円	±0円